

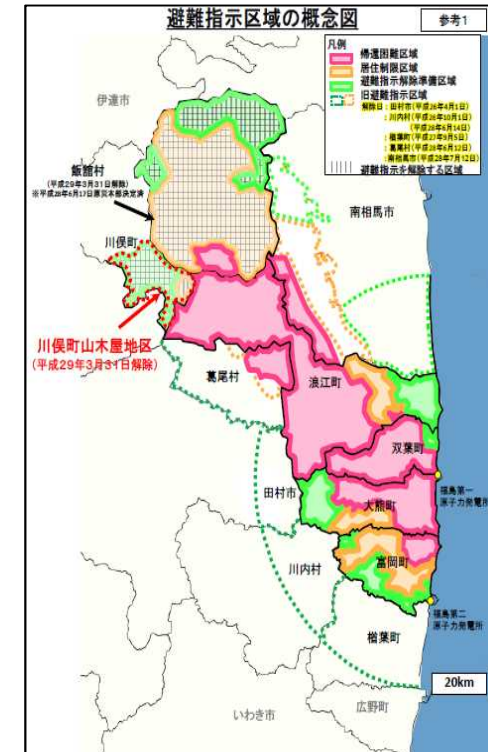
被災地域における地域医療の再生支援（地域医療再生基金）

事業目的・課題

- 東日本大震災に伴う原子力災害の影響により、医療従事者を含む地域住民が福島県外に流出する中、福島県の避難指示解除準備区域等の避難指示解除後の住民の帰還を促進するためには、医療施設の再開支援や人材確保支援等を通じた医療のインフラ整備は重要な課題である。
- 住民が安心して医療を受けることができる環境を整備するため、双葉郡等地域において周辺地域の医療機関等と連携した救急医療体制等の確保も重要な課題である。
- 医療人材が著しく不足している状況にある中、継続的に医療従事者を確保していくためには、浜通り地方を中心とした被災地の医療従事者の養成・確保等を図る必要がある。

事業概要

- **医療機関の再生等支援**
 - ・ 避難指示が解除された区域等において再開・新設する医療機関に対する施設・設備整備、運営の支援
 - ・ 二次救急医療機関として「ふたば医療センター（仮称）」の運営 等
- **避難先地域等の医療提供体制の支援**
 - ・ 避難指示区域で勤務していた医療従事者等を受け入れている浜通り地方の避難先地域の医療機関に対する運営の支援
 - ・ 避難先地域の復興公営住宅敷地内に整備する診療所の運営の支援 等
- **医師の育成・資質向上・確保定着支援及び県内外からの医療従事者の確保支援**
 - ・ 双葉郡等地域の医療機関が医療従事者確保のために取り組む事業の支援
 - ・ 双葉郡等地域で勤務を希望する県外医師を招へいするための活動の支援
 - ・ 双葉郡等地域の医療従事者の離職防止対策に対する支援 等



被災地における福祉・介護人材確保事業

平成29年度予算額案:0.9億円
(東日本大震災復興特別会計)

【目的】

東日本大震災により、特に甚大な被害を受け、特に福祉・介護人材の確保が困難になっている福島県で従事する介護人材を広域的に確保する。

【事業概要】

福島県外からの就職予定者に対し、相双地域等の介護施設等における一定期間の就労を条件として、介護職員初任者研修受講料等の学費や就職準備金を貸与するとともに、現地の住宅情報の提供など住まいの確保を支援する。

福島県が適当と認める団体(実施主体)

研修受講費の貸与

【貸付対象者】

福島県相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者

【貸付内容】

① 学費 15万円を上限(実費の範囲内)

※ 研修メニュー

- ・ 無資格者 介護職員初任者研修
- ・ 有資格者 県社協等が実施する現任者向け研修

② 就職準備金 30万円+(1)+(2)

(1) 世帯赴任加算

- ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
- ・ 単身赴任の場合 … 20万円

(2) 自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)

- ・ 20万円を上限(実費の範囲内)

【貸付条件等】

- ・ 福島県が適当と認める団体が示す施設における就労を条件
- ・ 当該施設で2年間従事した場合は全額返済免除
- ※ 就職準備金部分は1年間の従事により免除

住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

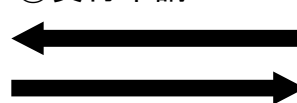
事業の広報

【事業概要】

※ 本事業は福島県単独事業と連携して実施

【事業の流れ】

①貸付申請



②斡旋依頼に基づき、
現地で従事する施設
を提示

③奨学金の貸与

⑤現地の住宅情報を
紹介

相双地域等への就職希望者

無資格者 有資格者



④研修受講

(研修修了後)※



相双地域等の住居

⑥福島県が適当と認める団
体が示した施設で就労
(2年間の従事で返済免除)

相双地域等の介護施設

人材の斡旋を依頼

※有資格者は現地で働きながら受講も可

被災者の就労支援施策パッケージについて

東日本大震災の被災地においては、被災3県とも有効求人倍率は1倍を超え、全体として多くの求人が存在しているが、職種や条件によって求人と求職とのギャップが生じ、雇用のミスマッチが生じていることから、その解消に努めていくことが求められる。また、原子力災害により避難生活を続けている方々の中で、いまだ安定した仕事に就けないまま不安定な生活を送る方々の自立のために、被災者に寄り添った就労支援を実施する。(平成27年8月とりまとめ)

ハローワークにおける就職支援

平成29年度予算案
605億円の内数

ハローワークにおいて、求職者のニーズに応じた求人の開拓・確保、職業相談・職業紹介、職業訓練への誘導など、個々の被災された求職者に寄り添い、きめ細かな就職支援を行う。

- ・求職者の状況に応じ、担当者制等による個別の職業相談・職業紹介を行う。
- ・全国ネットワークを活用した広域職業紹介を行う。
- ・仮設住宅等へ直接出向き、当事者に寄り添う形でのよりきめ細かな職業相談・職業紹介を行う。

など

福島避難者帰還等就職支援事業

平成29年度予算案
4.0億円

原子力災害による避難指示区域等からの避難者の福島県外・県内避難先における就職支援を行うとともに、地元への帰還・就職が円滑に進むよう就職支援体制の充実を図る。

- ・「福島就職支援コーナー」を山形、埼玉、東京、新潟、大阪労働局管内のハローワークに設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者に対して、きめ細かな支援を行う。
- ・首都圏等において福島県内の企業を集めた合同就職面接会を開催する。
- ・自治体及び経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の避難解除区域等への帰還者の雇用促進に資する事業を委託する。
- ・原子力災害被災12市町村からの避難者全世帯へ福島県を通じて、就業支援策等についての情報提供を行う。

原子力災害対応雇用支援事業

平成29年度予算案
18.7億円

原子力災害の影響を受けた福島県の被災者について、民間企業・NPO等への委託による一時的な雇用機会の確保等を通じ、その生活の安定を図る。

- ・福島県内の災害救助法適用地域の事業所に勤務していた、または居住していた方を雇用する事業を自治体を実施。
- ・次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施。

事業復興型雇用確保事業(仮称)

平成29年度予算案
制度拡充

被災地の深刻な人手不足等による雇用のミスマッチに対応するため、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援等と併せて、期間の定めなく求職者を雇い入れた中小企業等に対し、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

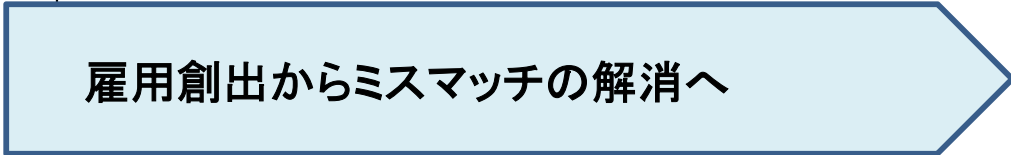
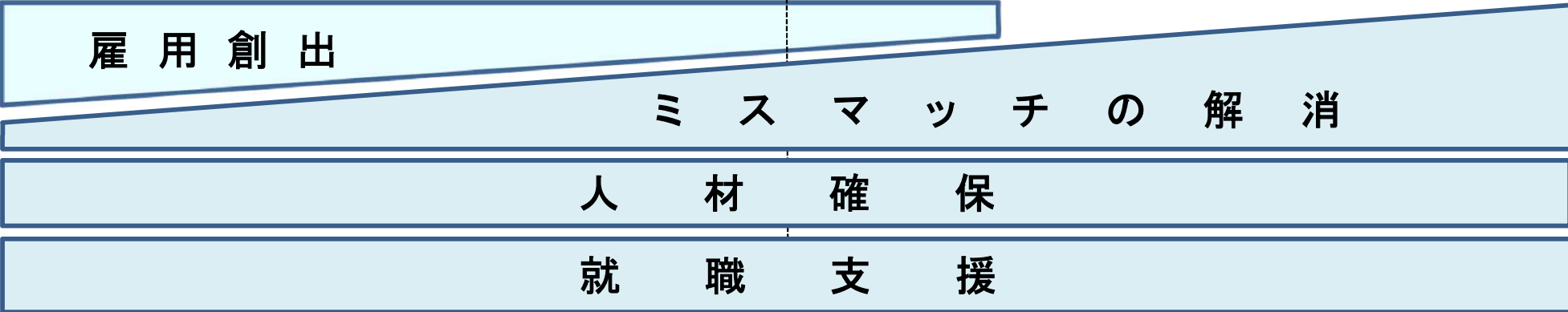
- ・被災求職者を雇い入れた場合に、人材育成等のための費用を3年間助成(原則1人120万円、福島県15市町村は225万円)
- ・求職者(被災求職者以外も含む)の雇い入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した費用の3/4を3年間助成(年額上限240万円)。

職業訓練の実施

平成29年度予算案
1133.8億円の内数

離職中の方を対象として、地域や産業界のニーズを踏まえた公的職業訓練を実施する。特に被災3県においては、被災した離職者向けの特別訓練コース(建設機械の運転等)の設定など、職業訓練を機動的に実施する。

復興・創生期間における総合的な雇用対策について

	集中復興期間 (平成27年度まで)	復興・創生期間 (平成28年度から)
有求人倍率	岩手県 0.51 → 1.25 1.00 (H25年3月) 宮城県 0.52 → 1.41 1.01 (H24年4月) 福島県 0.50 → 1.37 1.01 (H24年7月) <small>(H23年2月) (H28年3月) (1倍を超えた時期)</small>	
政策的目的		
主な実績	<p>○「日本はひとつしごとプロジェクト」等の策定、施策の実施、フォローアップ、必要な見直し (具体的な事業の成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災等対応雇用支援事業 被災3県雇用創出実績 約12万人 ※H23～H27年度実績 ・事業復興型雇用創出事業 被災3県雇用創出実績 約18万人 ※H23～H27年度実績 ・ハローワークの求人開拓・確保と職業紹介 被災3県就職件数実績 約67万件 ※H23年4月～28年3月実績 	<p>○「被災者の就労支援施策パッケージ」に基づく施策の実施、フォローアップ、必要な見直し (具体的な事業の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対応雇用支援事業 ・事業復興型雇用確保事業(仮称) ・個々の被災者に寄り添った就労支援

など

今後の取り組み

ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援

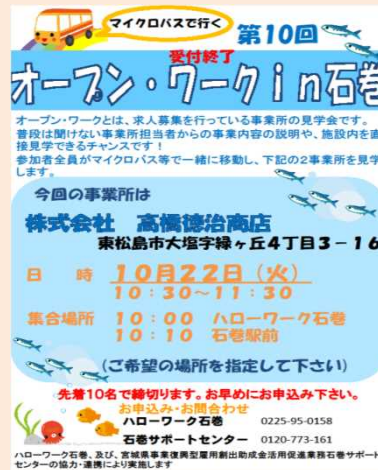
平成29年度予算(案) 605億円の内数

○ ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業相談・職業紹介を実施

- (1) 除染及び復興作業により人手不足が生じうる産業の求人開拓・求人確保
- (2) 必要な求職者に対して、担当者制による個別支援、訓練への誘導など、きめ細かな就職支援の実施
また、個別相談の際に、就職先が未決定な理由等も把握し、求人情報等を郵送等により提供
- (3) 広域職業紹介の実施
 - ・全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。
- (4) 出張相談の実施
 - ・ハローワークから仮設住宅等へ出向き、職業相談、雇用保険の手続きの相談、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施
- (5) 職場見学会、合同就職面接会を開催
 - ・水産加工業等、地元企業への職場見学会、地方自治体等とも協力した就職面接会を開催



職業相談の様子



職場見学会案内



合同就職面接会

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第78条、第87及び第88条に基づき、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、福島の労働者の職業の安定を図るとともに地元への帰還・就職が円滑に進むよう、地域の実情に応じた雇用対策・就職支援を行うとともに、避難先・避難元での就職支援体制の整備を図る。

避難者が多い地域

福島帰還希望者就職支援事業

「福島就職支援コーナー」を山形、埼玉、東京、新潟、大阪労働局管内の八口ワークに設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者に対して、きめ細かな支援を行う。

また、福島県内の企業を集めた合同就職面接会を首都圏等で実施。

福島就職支援コーナー設置地域



東京・大阪



合同就職面接会実施地域

福島県

福島雇用促進支援事業

福島県内のうち、避難解除区域に帰還を希望する者等の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策・就職支援の取組を国が選定し、当該協議会に事業を委託して実施。

福島雇用創出総合支援事業

就職支援コーディネーターを配置し、福島雇用促進支援事業、地域雇用開発促進法に基づく実践型地域雇用創造事業等、市町村の実情に応じた活用方法等を提案し、福島県内の市町村での雇用創出の取組を総合的に支援。

また、福島就職支援コーナーへの情報提供等、積極的に連携。

福島避難者等就職支援事業

- ① 職業相談員を配置し、福島県内に避難している求職者及び避難元の求職者にきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。
- ② 福島県内避難先に従来から設置されているマザーズコーナーの運営体制を充実させ、帰還するまでの間の避難先での一時的な就業または帰還地域での就業を希望する子育て中の求職者個々の希望に応じたきめ細かな就職支援を実施。

原子力災害対応雇用支援事業（継続）

平成29年度予算(案) **18.7億円**
 (平成28年度予算額 **42.4億円**)

趣 旨

- 長引く原子力災害の影響により、福島県における雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として9万人以上の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
- 平成29年度以降も、避難指示の解除が順次進捗することが想定されるが、こうした地域への帰還等を契機に、避難者や長期の非就労状態にあった方が労働市場に流入することが予想されるものの、避難解除等区域における事業所の地元再開率は20.3%と未だ低い水準にとどまっており、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

◆事業内容

- 事業実施期間: 平成29年度末まで
 (ただし、平成29年度までに開始した基金事業については平成30年度末まで)
- 実施地域: 福島県全域
- 対象者: 福島県被災求職者
 - ① 福島県に所在する事業所に雇用されていた者
 - ② 福島県に居住していた者
 のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で震災等対応雇用支援事業又は原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者

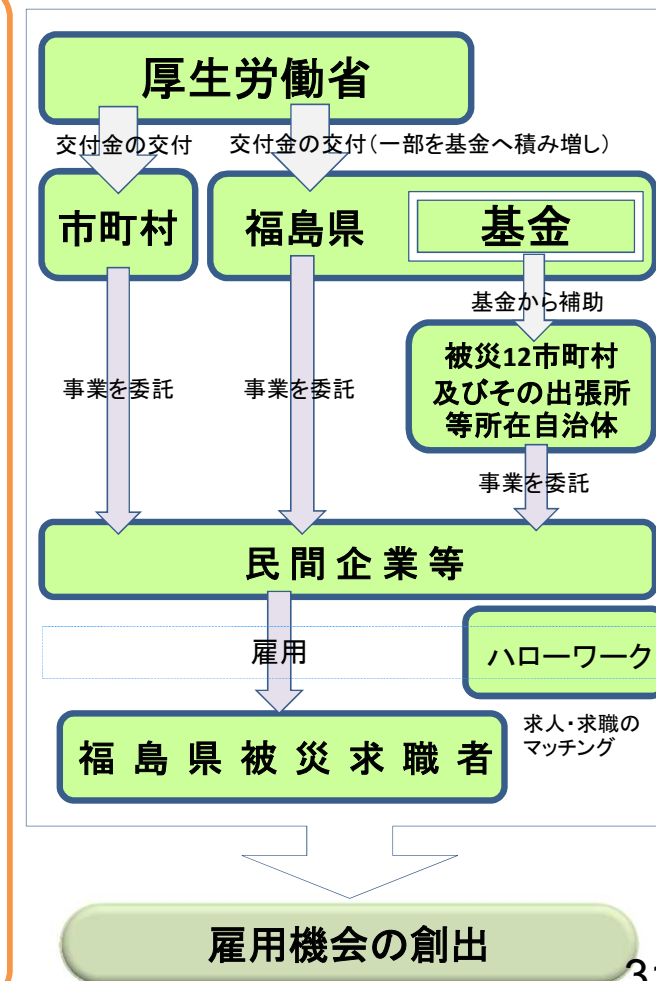
◆ 事業概要

- 次の雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図る。

◆ 実施要件

- 福島県の自治体等が実施する原子力災害由来の事業等(他の事業で措置できない事業に限る)を対象とする。
- 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)

《事業スキーム》



事業復興型雇用確保事業（仮称）

平成29年度予算(案) 制度拡充
(平成28年度予算額 40.6億円)

趣 旨

- 被災地では、沿岸地域を中心に雇用のミスマッチによる人手不足が深刻化しており、さらに事業所用地の整備に時間を要していることなどが重なり、本格的な雇用復興にはなお時間を要する状況にある。
- こうした被災地特有の現状に対応するため、中小企業が雇用のミスマッチ分野等において被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うことで、その解消を図るものである。

事業概要

【事業実施期間】

平成29年度までに事業を開始した場合に3年間支援(平成29年度～平成32年度)

【実施地域】

岩手県(沿岸部)、宮城県(沿岸部)、福島県(全域)

【対象事業所】

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所等(福島県の被災15市町村を除く)であって以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所(①の事業を優先的に採用)

- ① 国や自治体の補助金・融資(新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。)又は雇用のミスマッチに対応するための産業政策の対象となっている事業
- ② ①以外で、「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業

【内容・要件】

○雇入費助成

- ・被災三県求職者の雇入れ1人当たり120万円(短時間労働者は60万円)を助成。
- ・1事業所につき2,000万円(3年)を上限とする。

※期間の定めのない雇用等に限り。

※福島県の被災15市町村の事業所については、1人当たり225万(短時間労働者は110万円)とする。

※助成額は3年間の合計とし、1年ごとに支給する。

※1年ごとの支給額は段階的に減らす仕組みとし、各自治体が独自に設定する。

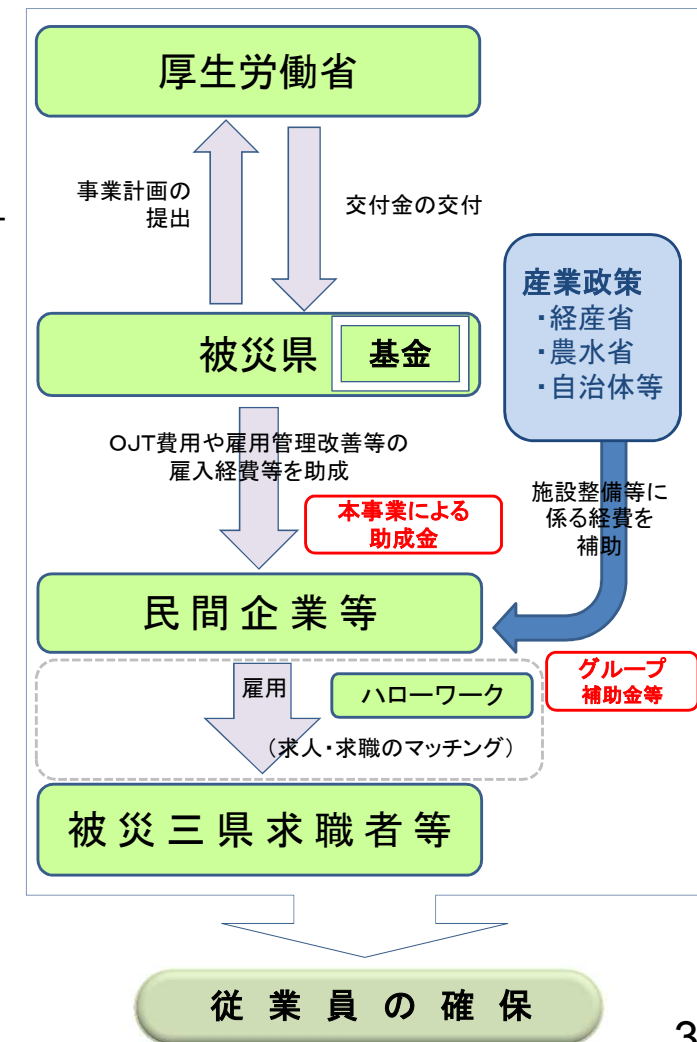
※平成28年度以前に支給を受けたことがある事業所については、最初の助成対象労働者の雇入れから2年以内の事業所に限り。

○住宅支援費助成

- ・求職者(一般求職者を含む)の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した経費の3/4を助成。
- ・1事業所につき240万円(年額)を上限とする。

※宿舍の新規借り上げ、追加借り上げ、住宅手当の新規導入、手当拡充を行った場合に限り。

※定着状況を確認し、1年ごとに最大3回支給する。



■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）

■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（平成23年3月18日～）

平成23年3月18日～平成24年3月31日	137,037件、うち暫定規制値超過 1,204件（0.88%）
平成24年4月1日～平成25年3月31日	278,275件、うち基準値超過 2,372件（0.85%）
平成25年4月1日～平成26年3月31日	335,860件、うち基準値超過 1,025件（0.31%）
平成26年4月1日～平成27年3月31日	314,216件、うち基準値超過 565件（0.18%）
平成27年4月1日～平成28年3月31日	340,311件、うち基準値超過 291件（0.09%）
平成28年4月1日～平成28年11月30日	215,606件、うち基準値超過 367件（0.17%）

■ 基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■ 食品の出荷制限等

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）

■ 食品の出荷制限等の解除

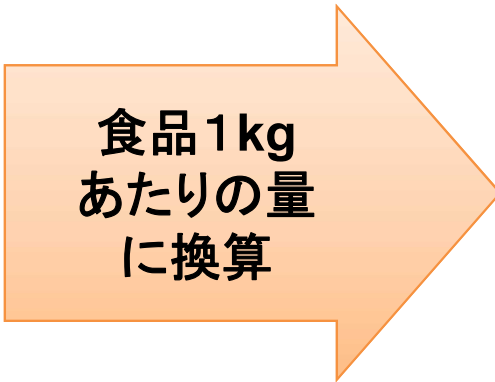
【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

食品中の放射性物質に関する基準値の設定

● 食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、**年間線量1ミリシーベルト**を踏まえ設定している。

※ (FAO (国連食糧農業機関) とWHO (世界保健機関) の合同委員会)



放射性セシウムの基準値

(平成24年4月～現在)

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

(単位:ベクレル/kg)

※ 現行基準値は、放射性セシウム以外の核種 (ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106) からの線量を含め、食品を摂取することにより受ける線量が、年間1ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定している。

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品

(平成28年12月26日時点)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、非結球性葉菜類(ホウレンソウ・コマツナ等)、結球性葉菜類(キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー・カリフラワー等)、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)、ウド(野生のものに限る。)、クサソテツ(こごみ)、コシアブラ、ゼンマイ、ウバミソウ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、フキ、フキノトウ(野生のものに限る。)、ワラビ、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23・24・25・26・27・28年産) ^{注1} 、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、ウナギ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、コイ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、クマの肉 (全域) 水産物(15種)、牛の肉 ^{注1} 、イノシシの肉、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリ肉
青森県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注2}
岩手県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、セリ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。)、クロダイ、イワナ(養殖を除く。) (全域) 牛の肉 ^{注1} 、シカの肉、クマの肉、ヤマドリ肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、クサソテツ(こごみ)、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、アユ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) クロダイ、牛の肉 ^{注1} 、イノシシの肉、クマの肉
山形県	(全域) クマの肉 ^{注1}
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、タケノコ、コシアブラ(野生のものに限る。)、アメリカナマズ(養殖を除く。)、ウナギ (全域) イノシシの肉 ^{注1}
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)、コシアブラ(野生のものに限る。)、サンショウ(野生のものに限る。)、ゼンマイ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。)、クリ (全域) 牛の肉 ^{注1} 、イノシシの肉 ^{注1} 、シカの肉
群馬県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。) (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉、ヤマドリ肉
埼玉県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、ギンブナ、コイ、ウナギ (全域) イノシシの肉 ^{注1}
新潟県	(一部地域) クマの肉
山梨県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
長野県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注3} 、コシアブラ
静岡県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)

注1) 県の管理下のもとで出荷するものについて一部解除。

注2) このうち、一部地域のナラタケを除く。

注3) このうち、一部地域のマツタケを除く。

流通食品での調査（マーケットバスケット調査）

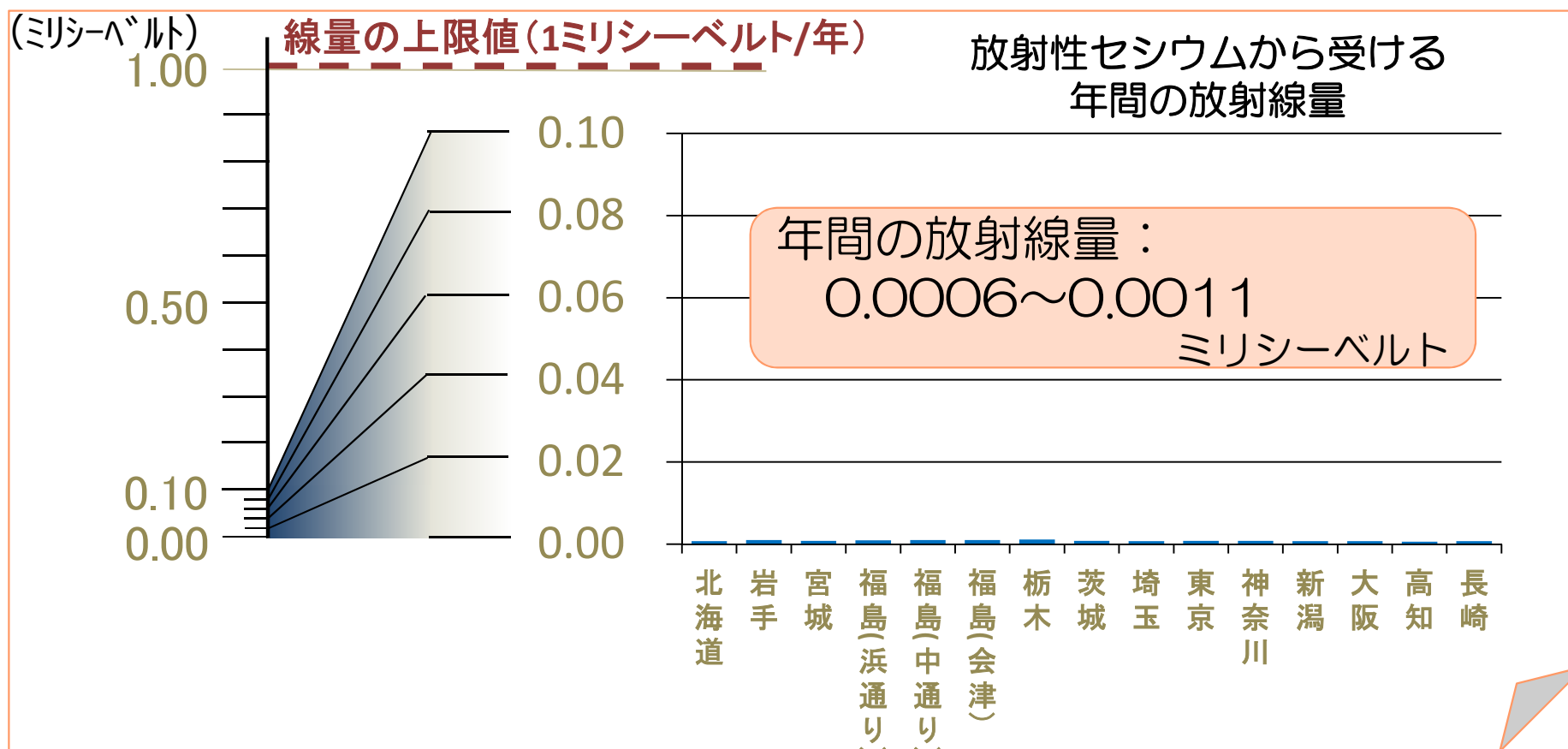
平成29年度予算（案）
0.8億円

● 各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定

国民の食品摂取量（国民健康・栄養調査）の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定

- ◆ 通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
- ◆ 生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入

● この測定結果をもとに、食品から人が1年間に受ける放射線量を計算（平成28年2-3月調査）



実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下

■ (参考) 食品をもとにした線量推計について

● 平成23年秋以降に実施した線量推計結果一覧表

公表時期	調査時期	調査方法	調査対象	調査結果
平成23年12月22日	平成23年9-11月	流通食品を計量	3地域	0.0024~0.019mSv/y
平成25年3月11日	平成24年2-3月	流通食品を計量	12地域	0.0009~0.0094mSv/y
平成25年3月11日	平成24年3-5月	家庭の食事（乳児、高齢者、妊婦等を含む7区分）	9地域	0.0012~0.0039mSv/y
平成25年6月21日	平成24年9-10月	流通食品を計量	15地域	0.0009~0.0057mSv/y
平成25年11月8日	平成25年3月	家庭の食事（幼児と成人の2区分）	10地域	0.0001~0.0022mSv/y
平成25年12月13日	平成25年2-3月	流通食品を計量	15地域	0.0008~0.0071mSv/y
平成26年7月10日	平成25年9-10月	流通食品を計量	15地域	0.0008~0.0027mSv/y
平成26年11月26日	平成26年2-3月	流通食品を計量	15地域	0.0007~0.0019mSv/y
平成27年5月15日	平成26年9-10月	流通食品を計量	15地域	0.0007~0.0022mSv/y
平成27年11月20日	平成27年2-3月	流通食品を計量	15地域	0.0006~0.0020mSv/y
平成28年6月3日	平成27年9-10月	流通食品を計量	15地域	0.0006~0.0015mSv/y
平成28年12月16日	平成28年2-3月	流通食品を計量	15地域	0.0006~0.0011mSv/y

■ 食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組

1. 広報の実施

○政府広報

平成24年度の政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く基準値や検査体制等について、関係省庁と連携し、広報を実施。

○キャンペーン「食べものと放射性物質のはなし」

平成24年9月～12月まで、関係省庁（消費者庁、内閣府食品安全委員会、農林水産省）と連携し、スーパーマーケットの食品売り場や公共施設等において、ポスターの掲示や、リーフレットの配布を実施。

○厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」における情報提供

対策の概要資料、Q & A、試験法や検査計画に関するガイドライン等を掲載。また、地方自治体からの検査結果を取りまとめ、基準値超過の有無に関わらず全てを公表。対策の概要や検査結果については英文での情報発信を実施。

○その他

- ・リーフレット：基準値の概要について、一般消費者向けのリーフレットを作成。
- ・ラジオ：内閣府被災者生活支援チームによる福島県内のラジオ放送で基準値について説明。
- ・地方自治体の広報誌等による広報：都道府県や市町村の広報誌等への広報・周知を要請。

2. 説明会の開催

○消費者、生産者等との意見交換会

食品中の放射性物質の基準値等について、消費者、事業者、生産者等を対象に、関係省庁及び地方自治体と連携しながら、全国各地で意見交換会を開催。

平成23年度：7箇所 平成24年度：27箇所 平成25年度：8箇所 平成26年度：6箇所
平成27年度：6箇所 平成28年度：9箇所（予定）

○講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。



東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状

事故後、東電福島第一原発で働いた作業員は約4万7千人（平成28年3月末日までの入場者）。緊急作業で**250mSv超が6人、100mSv超が174人**。ステップ2完了後も被ばく線量の高い作業があるため、被ばく線量の低減等について、引き続き厳しく指導する。

●東電福島第一原発における作業員の被ばく状況

表1. 震災発生後からの全作業員の累積被ばく線量

区分 (mSv)	H23.3～H28.3月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
250超	6	0	6
200超～250	1	2	3
150超～200	26	2	28
100超～150	117	20	137
75超～100	321	312	633
50超～75	328	1,801	2,129
20超～50	633	6,515	7,148
10超～20	619	5,794	6,413
5超～10	507	5,439	5,946
1超～5	908	9,618	10,526
1以下	1,246	12,759	14,005
計	4,712	42,262	46,974
最大 (mSv)	678.80	238.42	678.80
平均 (mSv)	22.43	11.76	12.83

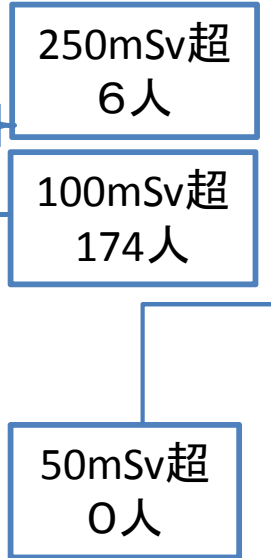


表2. 平成27年度の作業員の累積被ばく線量

区分 (mSv)	H27.4～H28.3月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
100超	0	0	0
75超～100	0	0	0
50超～75	0	0	0
20超～50	6	592	598
10超～20	52	1,947	1,999
5超～10	108	2,247	2,355
1超～5	533	5,114	5,647
1以下	998	6,599	7,597
計	1,697	16,499	18,196
最大 (mSv)	24.00	43.20	43.20
平均 (mSv)	1.85	4.52	4.27

注1 法定被ばく限度は、通常時は50mSv/年かつ100mSv/5年、緊急作業(事故対応作業)時は100mSv

注2 平成23年3月14日に、東電福島第一原発の緊急作業中の被ばく限度を100mSvから250mSvへ引き上げる特例省令を施行

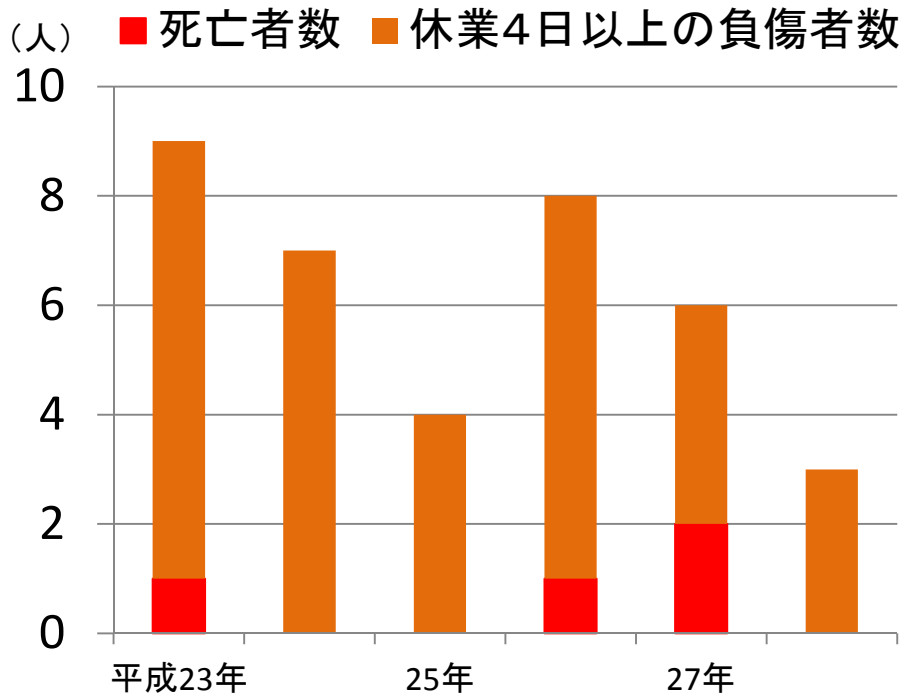
注3 平成23年12月16日のステップ2の完了とともに250mSvの特例省令を廃止し、原則として通常時の被ばく限度を適用(50mSv/年かつ100mSv/5年)。(原子炉冷却等の作業従事者(東電社員のみ約500人)は、引き続き緊急作業時の被ばく限度(100mSv)を適用)

注4 個人の最大被ばく線量は、平成25年度:41.90mSv、平成26年度:39.85mSv、平成27年度43.20mSvであり、法定被ばく限度の50mSv/年を下回っている。

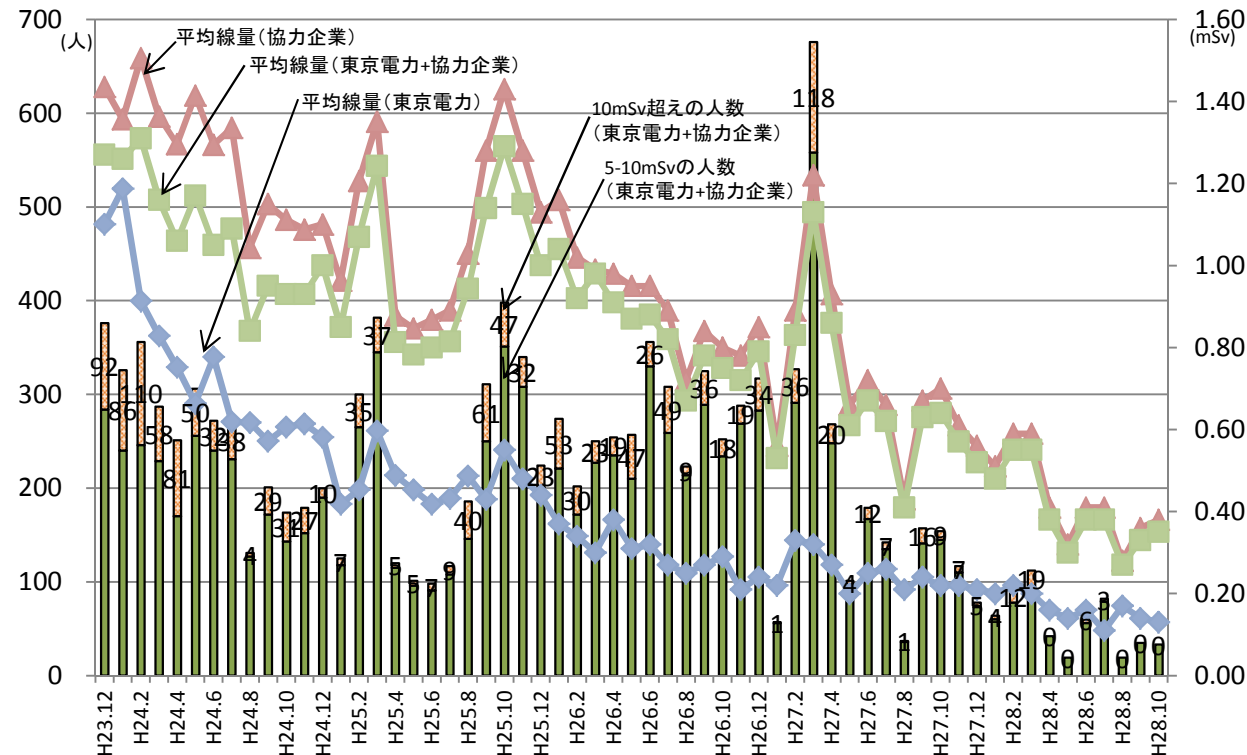
東電福島第一原発における安全衛生管理をめぐる状況

最近の状況

- 平成26年は労働災害が急増するとともに、平成27年1月と8月に死亡災害が発生。これ以降、死亡災害は発生していない。
- 1日あたりの労働者数は、約6,000人。
- 月平均被ばく線量は平成25年10月以降減少傾向にあったが、平成27年2月から4月にかけて一時的に増加したものの、月間5mSvを超える高い被ばくをした作業者の人数が100人を下回るなど減少傾向にある。



東電福島第一原発の作業員の被ばく線量の推移 (H23.12~H28.10)



厚生労働省調べ(死亡災害報告及び労働者死傷病報告)

東京電力報告資料を基に厚生労働省が作成

東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する取組

①緊急作業従事者（約2万人）については、被ばく限度を一時的に250mSvに引き上げていたため、「指針」（平成23年10月11日公表）に基づく、長期的な健康管理に取り組む。

1 データベースの整備

- 個人識別情報（氏名、所属事業場、住所等）
- 被ばく線量、作業内容
- 健康診断結果等の情報
- 健康相談、保健指導等の情報
- その他健康管理に必要な項目（生活習慣等）

提出
（データベース
での管理）

厚生労働省

- データベースの運用・管理
- 健康相談、健康診断等の事務
- データの照会業務

2 健康管理の実施事項

データベースの構築に併せて、被ばく線量に応じて健康診断等を実施する（※1）。

具体的な健康診断等の実施事項

○ 全ての緊急作業従事者に実施

- 法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
- メンタルヘルスケアを含めた健康相談、保健指導を実施

○ 50mSv（※2）を超える緊急作業従事者に実施

- 上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施

○ 100mSv（※2）を超える緊急作業従事者に実施

- 上記に加え、甲状腺の検査、がん検診（胃、肺、大腸）を実施

申請に基づき
手帳を交付
（線量情報の記
載、健診受診の
際の証明）

データベー
ス登録証を
交付
（データ照会の
際の証明）

※1 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、①転職した後に放射線業務についていない場合、②緊急作業時の企業（中小企業のみ）に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、③現に事業者には雇用されていない場合には国が費用負担

※2 緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量

② 緊急作業従事者以外の者について

- 法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
- 法令に基づく健康相談、保健指導を実施

東電福島第一原発における健康管理の体制整備

平成29年度予算案: 35,157,000円

背景

- 作業中や作業時間外に体調を崩したり、持病を悪化させる事例が少なからず発生している。
- 東電福島第一原発での作業は、通常の業務よりも高いストレスが加わる業務である。
- 協力企業の中には産業医の選任義務のない小規模事業場があるなど、健康管理体制には大きな格差がある。



国による支援

- 下請けを含めて、東電福島第一原発で働くすべての方の健康管理のために、現場で働く方などが医師に対して気軽に健康相談できるような体制を整備する。
- 以下の業務を行う。
 - ①協力企業を含めたすべての事業者からの健康管理方法等に関する相談に応じる
 - ②協力企業を含めたすべての作業員からの健康や放射線の不安に関する相談に応じる
 - ③事業者、作業員に対する日常的健康管理に関するセミナーの実施
- 設置場所等
 - ・出張相談窓口を東電福島第一原発構内に設置する(月平均4回程度)。
 - ・東電福島第一原発構内で、定期的にセミナー(事業者・スタッフ向け、労働者向け)を開催する(月1回)。
 - ・電話相談、出張相談予約を受け付ける事務所を、東電福島第一原発近隣に設置する(広野町など作業員の通勤経路を想定)。

東京電力福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究

1 趣旨

- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、平成23年3月14日から同年12月16日まで、緊急被ばく線量限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げていた。この間、約2万人の緊急作業従事者が作業に従事し、174人が通常作業の5年間の線量限度である100ミリシーベルトを超えた。
- 本検討会は、厚生労働省の長期健康管理データベースを活用し、緊急作業従事者の放射線被ばくによる健康影響を調査するための疫学研究の研究計画を策定するにあたり、留意すべき基本的な考え方をとりまとめた。

2 調査対象集団、研究手法等

1 対象・規模

緊急作業従事者2万人全員を調査対象集団とする。調査期間は、原則として調査対象者の生涯とする

2 研究対象となるばく露因子

- (1) 累積被ばく線量による健康影響を調べることが基本。その上で、「短期間に被ばくをしたこと」や、「臓器別の被ばく線量」による健康影響を調べる場合は、対象集団の中に小集団を設定して調査
- (2) 心理的影響についても調査

3 研究手法

- (1) 対象集団全員を対象とした前向きコホート調査(集団を生涯にわたり追跡する研究手法)
- (2) 単に調査するだけでなく、必要に応じ、精密検査のための医療機関の受診、保健指導の勧奨等
- (3) 統計上有意差のあった結果のみならず、有意差がなかった解析結果についても公表

4 集団の追跡・維持

- (1) 長期健康管理データベースの運営の一環として、厚生労働省が現況調査を実施し、調査対象集団を追跡・維持

東日本大震災からの復興関係施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項	施策の対象となる地域	所管課室	担当係	担当者	内線
被災者支援総合交付金					
被災者見守り・相談支援事業	岩手県、宮城県、福島県	社会・援護局地域福祉課	地域福祉係	佐藤、日野	2859
仮設住宅サポート拠点運営事業	岩手県、宮城県、福島県	老健局振興課	予算係	大塚	3935
被災地健康支援事業	岩手県、宮城県、福島県	健康局健康課保健指導室・地域保健室	保健指導係・企画調査係	村松	2398
東日本大震災被災自治体における保健師の確保に向けた取組への協力依頼	全国	健康局健康課保健指導室・地域保健室	保健指導係・企画調査係	村松	2398
被災した子どもの健康・生活対策総合支援事業	①子ども健やか訪問事業：岩手県、宮城県、福島県 ②仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業：仮設住宅設置県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県、長野県） ③遊具の設置や子育てイベントの開催：岩手県、宮城県、福島県 ④親を亡くした子ども等への相談・援助事業：岩手県、宮城県、福島県 ⑤児童福祉施設等給食安心対策事業：特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県） ⑥保育料等減免事業：全国（本事業の対象となる被災者が居住する自治体に限る。）	雇用均等・児童家庭局総務課	調整係	小川	7824
心のケアセンターでの活動	岩手県、宮城県、福島県	社会・援護局障害保健部精神・障害保健課	心の健康係	新川	3069

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)	東電福島第一原発事故に伴う ・緊急時避難準備区域 ・帰還困難区域 ・居住制限区域 ・避難指示解除準備区域 ・特定避難勧奨地点 ※解除・再編された区域・地点を含む。	保険局国民健康保険課 保険局高齢者医療課 老健局介護保険計画課 社会・援護局障害保健部障害福祉課	企画法令係 企画法令係 企画法令係 福祉サービス係	福田 石黒 小林 原	3258 3199 2164 3091
被用者保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)	東電福島第一原発事故に伴う ・緊急時避難準備区域 ・帰還困難区域 ・居住制限区域 ・避難指示解除準備区域 ・特定避難勧奨地点 ※解除・再編された区域・地点を含む。	保険局保険課	企画法令第一係	登美	3250
介護施設等の災害復旧	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の特定被災地方公共団体が対象)	老健局高齢者支援課	施設係	村田	3928
障害者施設等の災害復旧 障害者施設の事業復旧にかかる設備整備	岩手県、宮城県、福島県	社会・援護局障害保健部障害福祉課	福祉財政係	武井、見田	3035
障害福祉サービス事業再開支援事業	岩手県、宮城県、福島県	社会・援護局障害保健部障害福祉課	福祉サービス係	原	3091
児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費	岩手県、宮城県、福島県	雇用均等・児童家庭局総務課	調整係	小川	7824
児童福祉施設等の事業復旧に係る設備整備	岩手県、宮城県、福島県	雇用均等・児童家庭局総務課	調整係	小川	7824
保健衛生施設等災害復旧費補助金	青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、新潟県	健康局総務課指導調査室	施設係	田中	2322
水道施設の災害復旧に対する支援	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県	生活衛生・食品安全部水道課	上水道係	前田	4027

被災地域における地域医療の再生支援(地域医療再生基金)	福島県	医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室	地域医療支援係	西井	2560
被災地における福祉・介護人材確保事業	福島県相双地域等	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室	マンパワー企画係	鈴木	2849
被災者の就労支援施策パッケージ		職業安定局雇用政策課	雇用政策係	佐川	5722
ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援	全国	職業安定局首席職業指導官室	職業紹介係	杉原、小西、宮野	5774
福島避難者帰還等就職支援事業	①福島雇用促進支援事業:福島県 ②福島雇用創出総合支援事業:福島県 ③福島帰還希望者就職支援事業:新潟県、山形県、埼玉県、東京都、大阪府 ④福島避難者等就職支援事業:福島県、岩手県、宮城県	職業安定局雇用開発部 地域雇用対策室	地方就職支援係/ 特定地域対策係	大野、小畑/渡辺、福士	5864/5842
原子力災害対応雇用支援事業	福島県	職業安定局雇用開発部 地域雇用対策室	地域雇用創出係	水野、佐々木、関	5794
事業復興型雇用確保事業(仮称)	被災3県[岩手県、宮城県、福島県(岩手県、宮城県は沿岸部)]の災害救助法適用地域	職業安定局雇用開発部 地域雇用対策室	地域雇用創出係	水野、佐々木、関	5794
食品中の放射性物質への対応の流れ	全国	生活衛生・食品安全部監視安全課	化学物質係	岡本	4242
食品中の放射性物質に関する基準値の設定	全国	生活衛生・食品安全部基準審査課	規格基準係	長谷川	4281
原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品	14県(福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)	生活衛生・食品安全部監視安全課	化学物質係	岡本	4242
流通食品での調査(マーケットバスケット調査)	13都道府県(福島県、北海道、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県、長崎県)	生活衛生・食品安全部基準審査課	規格基準係	長谷川	4281

(参考)食品をもとにした線量推計について	13都道府県(福島県、北海道、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県、長崎県)	生活衛生・食品安全部 基準審査課	規格基準係	長谷川	4281
食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組	全国	生活衛生・食品安全部 企画情報課	リスクコミュニケーション係	佐々木	2943
原子力発電所の事故に係る労働者の放射線障害防止対策	福島県	労働基準局安全衛生部 労働衛生課電離放射線労働者健康対策室	企画係	長山、森	2181